津山市史だより

2019.3
第14号

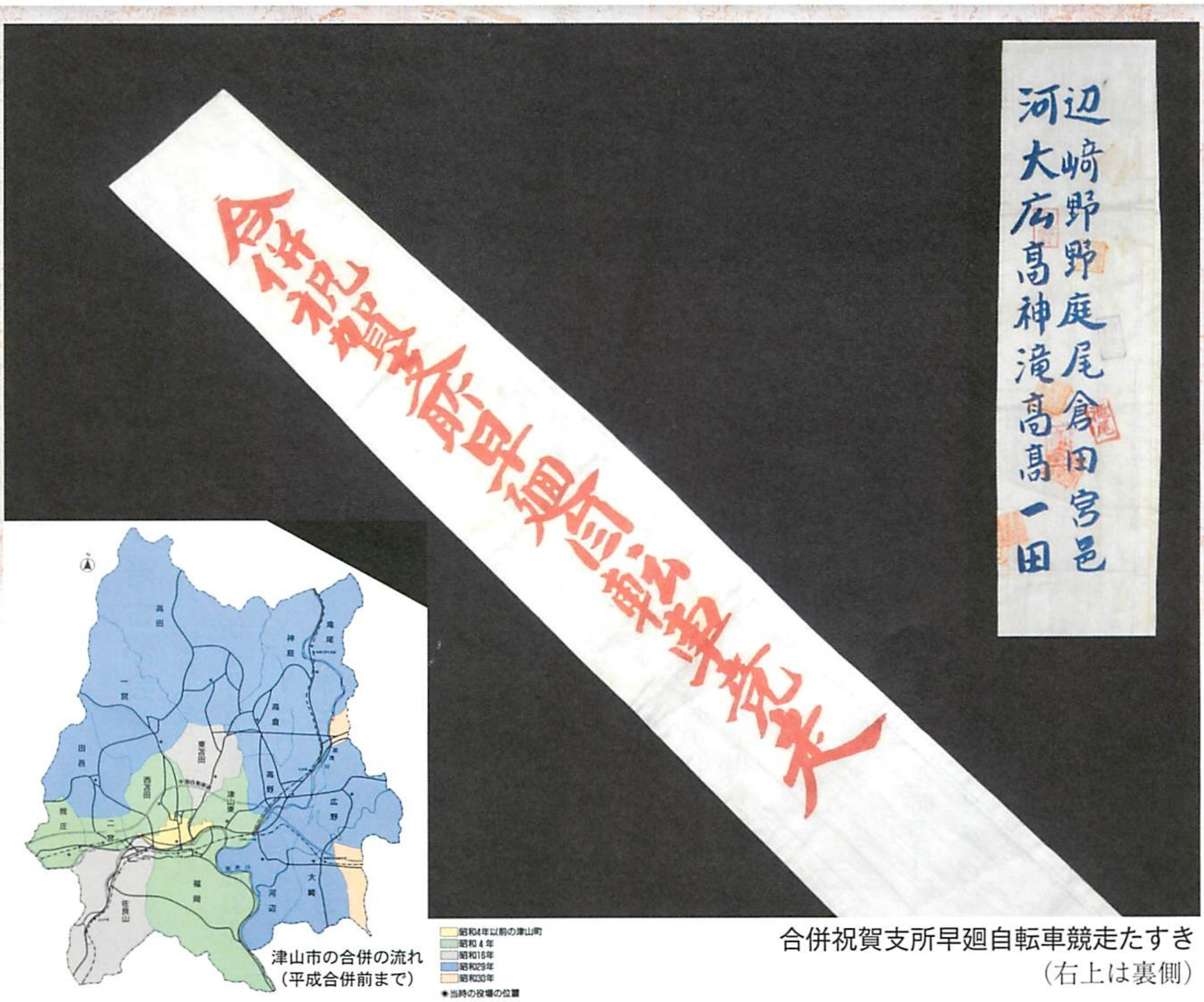

津山市の合併の流れ
（平成合併前まで）

合併祝賀支所早廻自転車競走たすき
（右上は裏側）

昭和29年（１９５４）７月１日、当時の津山市は、苫田郡田邑村・一宮村・高田村・神庭村・高倉村・高野村、勝田郡河辺村・大崎村・広野村・滝尾村という周辺の10か村（左上図の青色部分）を編入合併し、人口は約１・５倍、面積は約３倍と大きく拡大しました。

その年10月に、仮装行列やのど自慢大会、体育大会などの合併祝賀行事が多数開催されましたが、その一つとして、支所早回り自転車競走も開かれました。これは、当時山下にあった第２小学校をスタートして、旧10か村に置かれた支所（元村役場）を自転車で駆け巡るというものです。

上のたすきは、この競走に参加された河本匡通氏が使用したものです。裏には、コース上の各支所名と、そこで押された印鑑やスタンプが見られます。河本氏によると、コースは起伏に富み、未舗装の田舎道もあって、とにかくしんどかったということですが、入賞は逃したものの、完走できた記念の品として大事に保管されていたそうです。津山市制90周年を機に、郷土博物館へご寄贈いただきました。当時の合併を物語る、汗と思い出の染み込んだ貴重な資料です。（小島）

30年度第2回 編さん委員会

2月25日　於 郷土博物館

まず、平成30年度の編さん事業の進捗状況と、執筆者の取り扱いについて、関係部署との協議結果を事務局から報告しました。

続いて今後刊行していく市史本編の体裁について、見本を見ながら協議が行われ、クロス製本・カバー無し・箱入りという大まかな体裁が了承されました。次回以降、印刷仕様書の文案を詳細に検討する予定です。

編さん委員会の様子

部会通信

自然風土・考古部会

（部会長：河本委員、副部会長：可児委員）

資料編「考古」の版下作成作業は、平成31年度に引き続いて作業を行います。年度前半に製版完了、後半に印刷・製本を行い、計画どおり31年度中に刊行する予定です。

古代部会

（部会長：狩野委員、副部会長：今津委員）

中世部会

（部会長：久野委員、副部会長：前原委員）

12月に合同部会を開催し、資料編「古代・中世」の刊行に向けて、執筆者各自の作業状況を確認しました。今後も、それぞれで掲載資料の取捨選択作業を進めます。

近世部会

（部会長：定兼委員、副部会長：在間委員）

2月に部会を開催し、資料編章立て案の協議を行いました。立石家文書の整理や資料の解読・筆耕を事務局で進めており、今後も継続的に資料調査を行う予定です。

近現代部会

（部会長：在間委員、副部会長：香山委員）

2月に部会を開催し、資料編の章立て案を協議しました。執筆者各自で資料の選択作業中で、引き続き資料調査も実施していきます。

民俗部会

（部会長：前原委員、副部会長：安倉氏）

個別の聴取り調査や現地調査を進めているほか、在野の研究家であった故・竹内平吉郎氏の収集図書等について、数回の下見を経て郷土博物館への引取り作業を行いました。

編さん事業の経過（平成30年12月〜）

12月15日　美作学講座第4回
12月22日　古代・中世合同部会
12月　「市史だより」第13号発行
平成31年
2月9日　第2回中世部会
2月16日　第1回考古部会
2月17日　第2回近現代部会
2月24日　第1回近世部会
2月25日　第2回編さん委員会

津山市教委（生涯学習課）・美作大学共催

美作学講座

―津山市史関連研究から―

第４回　12月15日

「岡山藩主小早川秀秋の時代」

講師：横山定氏

（岡山県教育委員会文化財課参事／近世編執筆者）

第４回の会場の様子

今年度最終の美作学講座は、岡山県教育委員会文化財課にお務めで、津山市史編さん事業においては近世編の執筆をお願いしている横山定氏に「岡山藩主小早川秀秋の時代」と題してご講演いただきました。

まず、小早川秀秋と言えば、関ヶ原合戦での「問い鉄砲」による寝返りで有名ですが、近年の研究によると、開戦とほぼ同時に西軍を攻撃しているようです。

続いて、秀秋の備前・美作入封の後、家臣や寺社へ発給した知行状などから、家臣の知行地や寺社領を通して、小早川氏の備前、美作両国の支配状況について、ご説明されました。

また、秀秋の家臣団の構成は、もともと小早川家に仕えていた家臣、小早川隆景の養子入りに従って毛利家から来た家臣、毛利家が勢力拡大する過程で臣従した家臣、秀秋の養子入りの際に秀吉から付けられた家臣など、さまざまな家臣グループに分類でき、秀秋が岡山藩主になると、上級家臣団の離反が相次ぐ状況になって、家臣団の入れ替わりが起きたことを、かつての家臣の家譜などから明らかにされました。

そして、秀秋の死の前後について、その病状や領内での祈祷の様子、浅野長政による備前・美作両国の収公状況を概観して、ご講演を締めくくられました。

寝返りと急死をめぐって伝承の多い秀秋ですが、約2年と短かった岡山藩主の時代について、限られた数少ない資料に基づいてご解説いただき、秀秋に関する認識を新たにできました。会場には、約70名の方が聴講に来られ、皆さん熱心に聴き入っておられました。

天保九年の領地替に伴い行われた構の再編について ―その1―

小林 雄一郎

はじめに

私がこのテーマに興味を持ったきっかけは、市史編さん室の仕事として整理している旧二宮大庄屋『立石家資料』のある横帳だった。それらにはいずれも「江戸御屋敷御焼失ニ付御普請御人夫御手伝願」（以下「御普請御手伝願」とする）とあり、合計で三点みられた。天保五（一八三四）年六月付で「二宮構大庄屋」立石助右衛門が作成したもの、同年同月付で「湯本構大庄屋」美甘藤平が作成したもの、そして天保十五年五月付で「西々構大庄屋」立石助右衛門が作成したもの、の合計三点である。梶村明慶氏が述べているように、津山藩の江戸屋敷は何度も火事で焼失しており、藩の財政を圧迫していた（「城下の町人から藩への献上―文化三年の事例から―」、『津博』九十七号、二〇一八年）。そのなかで、天保五年三月と同十四年十二月にも火災があった。そこで、天保五年六月と天保十五年五月付で、村々から集めた人夫の代銀の上納を構の大庄屋が願い出た資料が「御普請御手伝願」である。

大庄屋とは、江戸時代に入ってから帰農した「国侍」の中から有能な人材を選抜したものである（『津山市史』第三巻、二〇五〜二〇六ページ）。大庄屋が受け持った区域のことを触といい、後に構と改められた。なお、触や構は本来、行政区画である郡とは必ずしも一致しない。

「御普請御手伝願」をきっかけに諸資料をみていくうち、二つの疑問を持つに至った。一つ目は天保五年六月時点で「二宮構大庄屋」であった立石助右衛門の肩書が、天保十五年五月段階では「西々構大庄屋」になっているという点である。大庄屋は同じなのに構の名前が違うのはなぜなのか、興味を持った。二つ目は美甘藤平が大庄屋を務める湯本構が、明治時代に作成された「津山藩大庄屋構調書」（以下「構調書」とする、『津山温知会誌』第十五編、一九二八年）に記載されていないという点である。「構調書」は、廃藩当時の構の名称と、構内の郡名・村名を列記したものである。これに記載がないということは、天保五年以降に湯本構は何らかの理由でなくなったということになる。それが何故なのかが気になった。『津山市史』によれば、文化十四（一八一七）年に津山藩が十万石に復帰すると、大庄屋の構は分割再編され、十から十四になったという。その際に湯本構が新設されている（『津山市史』第四巻、三一三ページ）。また尾島治氏によれば、天保九年の領地替の際に、構の数は十三、その後八へと推移し、嘉永六（一八五三）年八月に十三へ戻ったという（「近世の二宮地域」、歴史文化財顕彰記念誌編集部編『温故知新　二宮歴史文化財顕彰記念誌』、二〇〇九年）。これらの先行研究を踏まえて先の二つの疑問を考えると、構の数が十四から十三に減少したことで消滅したのが湯本構とみられる。そしてその後十三から八へ推移したことによって、二宮構は西々構になったと思われる。西々構の「西々」は、二宮構内の村々が属する西々条郡のことだろう。したがって、郡を基準に構が再編された可能性が想定される。この点を踏まえつつ、本稿では十三から八という構再編の内実・詳細、さらには十三へ戻された背景について考えたい。

用いる資料

本稿で主に用いるのは先述の「構調書」と、「大庄屋印鑑帳」（以下「印鑑帳」とする、『大谷家文書』、津山郷土博物館蔵）という資料である。「印鑑帳」は、嘉永七年十二月に、大庄屋たちが自らの受け持つ構の詳細を、郡代所・代官所へ報告した資料である。各大庄屋の履歴が細かく記述されており、構が八へと再編されたことや、十三に戻されたこと（資料中では「先規之通十三構ニ相成」と記載）にも触れられている。また、各構内にどの村が含まれているかも記されているため、「構調書」と併せれば、それらの村々がどの郡に属していたかもうかがえる。

八つの構

構が再編された時期に、「印鑑帳」内に現れる構は大庭構、西北構、久米構、勝南構、東南構、西々構、勝北構、東北構の八つである。それぞれ津山藩内の大庭郡、西北条郡、久米南条郡・久米北条郡、勝南郡、東南条郡、西々条郡、勝

北郡、東北条郡に対応している。「郡代日記」・「国元日記」（いずれも『津山藩松平家文書』、津山郷土博物館蔵）の記事には、八構から十三構に変更した時のものが載っている（「近世の二宮地域」）。それらをみても同じ八つの構が登場するので、構の名称は「印鑑帳」の記載通りであろう。この点を確認した上で、次にそれぞれの構について説明していく。

①大庭構（三十二村）：河内構・目木構

大庭構は、大庭郡内の村からなる構である。「構調書」によれば、大庭郡には河内構・目木構という二つの構が存在していた。「印鑑帳」近藤忠左衛門の履歴では、大庭構の村数は三十二村とあり、これは「印鑑帳」記載の河内構・目木構の村数（それぞれ十六村）の合計と一致する。大庭郡内の河内構・目木構が合体して、大庭構となったことは間違いないだろう。

次に、二つの構が合わさったことで、河内構・目木構の大庄屋の立場がどうなったのかをみていく。河内構と目木構には、それぞれ近藤忠左衛門・福島善兵衛の二人の大庄屋がいた。その内の近藤忠左衛門の履歴を再度みると「福島善兵衛与月番持被仰付候」とある。このことから二人の大庄屋が交替で、大庭構を担当するよう命じられたことが分かる。その後、弘化二（一八四五）年十月時点で善兵衛の名はなく、後継者とみられる信治郎が大庄屋手伝になっている（「立石家資料」五一二〇）。そのまま嘉永六年八月の大庭構解体を迎え、信治郎は復活した目木構大庄屋に就任している（尾島治「近世の二宮地域」）。

②西北構（三十村）：香々美構、田邑構・田辺構の一部

西北構は、香々美構・田邑構・田辺構からなる構である。「印鑑帳」中島多右衛門の履歴によれば、西北構の村数は三十村とある。これは香々美構の全村数（十五村）と、田邑構・田辺構内から編入されたとみられる村数（田邑構七村・田辺構八村、理由は後述）との合計と一致する。まず、田邑構内で西北条郡の村は七村である（七頁の【表】参照）。「印鑑帳」中島多右衛門・大谷茂助の履歴によると、田辺構は西北構と東南構に分かれて編入されている。その際、「田辺構之内三ヶ村」が、東南構に含まれている（「印鑑帳」大谷茂助）。田辺構は合計十一村のため（「印鑑帳」土居藤左衛門）、同構から西北構に編入された村数は十一から三を差し引いて八となる。したがって、厳密に言えば、西北構は香々美構全域と、田邑構・田辺構内にある（主に）西北条郡の村々からなる構であると思われる。

新設された西北構には、中島多右衛門・土居督左衛門・土居藤七という元香々美構・田邑構・田辺構の大庄屋三人がいた。大庭構同様、こちらも三人の大庄屋が交替で勤めるよう命じられる（「印鑑帳」中島多右衛門）。しかし、四年後の天保十三年六月になって、中島が一人で務めるよう命じられている（「印鑑帳」中島多右衛門）。この辺りの事情は明らかでないが、土居藤七については弘化二年十月時点で、勝北構の大庄屋を勤めていたと思われる（「立石家資料」五一二〇）。あるいは天保十三年六月に土居藤七が勝北構の大庄屋を命じられたことによって、中島が単独で西北構の大庄屋を勤めることになったとも考えられる。

③久米構（二十五村）：一方構、「御代知」、「宮部両村」＝宮部上村・宮部下村

「印鑑帳」植月与左衛門の履歴によれば、久米構は「御代知九ヶ村宮部両村共合弐拾五ヶ村」とある。また植月は、文政六（一八二三）年一方構大庄屋手伝、翌年大庄屋本役に命じられている。したがって久米構は、天保九年に津山藩領となった「御代知九ヶ村」と、「宮部両村」、そして一方構の村からなる合計二十五村の構と思われる。「御代知九ヶ村」は、宮尾村・中北上村・中北下村・領家村・南方中村・定宗村・金屋村・塚角村・戸脇村の九村であったと考えられる（「印鑑帳」、『津山市史』第四巻、三一二ページ）。『津山市史』によれば、久米北条郡の「宮部両村」は、文化十四年時点での加増地である（『津山市史』第四巻、三〇六ページ）。それ以前は、どの構にも属していなかった「宮部両村」を、この段階で久米構へ編入したため、特に明記した可能性もあろう。

なお、久米構は嘉永六年八月に一方構へ名称が戻った後も、村数は二十五のままである。よって、久米構となる以前の「元一方構」は十四村であったと分かる。久米構は一方構が拡大してできた構のため、先述の植月が一貫して一人で大庄屋を勤めたとみられる。

④勝南構（四十七村ヵ）：河辺構、

（押入構内の勝南郡の村）

勝南構は勝南郡内の村々からなるとみられる。「構調書」によれば、勝南郡の村は河辺構、稲穂構、そして押入構の一部に配されている。稲穂構は、廃藩直前の明治三（一八七〇）年に追加されたため（「近世の二宮地域」）、当時は河辺構と稲穂構を合わせて河辺構であった。「印鑑帳」をみると河辺構の村数は四十四村で、「構調書」によれば押入構内の勝南郡の村数は三村である。したがって、これらを合計すると勝南構の村数は四十七村となる。しかし、【表】をみると、河辺構には勝南郡に隣接する英田郡の村が三村（倉敷村・三海田村・沢村）含まれている。これを勝南構に含むか否かで、微妙に村数は変わってくる。勝南構の村数・構成などの詳細は、「印鑑帳」に記載されていないため、詳しいことは分からない。そのため「印鑑帳」から直接の根拠は見出せないが、状況的に含まれたのではないかと考えた構や村は、今後括弧でくくることとする。

嘉永六（一八五三）年八月の勝南構消滅時点での大庄屋は、土居太郎右衛門である（「近世の二宮地域」）。勝南構消滅後、土居は復活した河辺構の大庄屋となっているため、勝南構と河辺構の関連はここからうかがえる。「印鑑帳」によれば、土居は天保十（一八三九）年九月に「大庄屋本役」を命じられている。どの構の大庄屋か明記がないため、確証は得られないが、おそらくこの時から河辺構の前身である勝南構の大庄屋になったのであろう。

⑤東南構（三十三村）：山北構、大篠構・田辺構・一宮構・（押入構）の一部

東南構は、元山北構に元大篠構の五村と元田辺構の三村を加えて成立した三十三村の構である（「印鑑帳」「大谷茂助」）。しかし、「印鑑帳」に記載されている山北構の村数は十六村のため、数が合わない。構の名称から考えると、ここに一宮構・押入構内の東南条郡の村を加えたとみられる。しかし、【表】によれば、一宮構内にある東南条郡の村数は七村で、押入構内の方は三村であるため、合計三十四となってしまう。構の再編の前後で、村の統廃合などがあったのかもしれないが、詳細は不明である。なお、「印鑑帳」には一宮構と東南構のつながりを示す根拠はなかった。しかし「国元日記」によれば、嘉永六年八月の東南構消滅時に、東南構大庄屋手伝・中島春治郎が一宮構大庄屋となっており、ここから一宮構と東南構との関連がうかがえる（「近世の二宮地域」）。

⑥西々構（十八村）：二宮構、田邑構の一部

「印鑑帳」には、西々構の村数・構成は記されていない。しかし、おそらく構の名称通り、西々条郡の村から編成された構とみられる。したがって、【表】にある二宮構（全十一村）と、田邑構内の西々条郡の村（七村）との、合計十八村からなる構であったと推察される。

西々構（のち二宮構）の大庄屋をめぐっては様々な変遷があったと考えられる。まずは、文化六（一八〇九）年から二宮構大庄屋を勤める立石助右衛門久達が、そのまま西々構大庄屋を勤めたとみられる。そして、久達の子・公久が、天保十年九月に西々構大庄屋見習、弘化三（一八四六）年十二月に西々構大庄屋手伝に就任し、順調に代替わりが行われるはずだった。ところが、その後久達が亡くなったのか、嘉永三年二月、西北構大庄屋・中島多右衛門が西々構大庄屋を兼務している。この時公久は二十七歳のため、構の再編で規模の大きくなった西々構をまだ任せられないとみての措置だったかと思われる。しかし、兼務は大変だったのか、翌年二月に土居藤左衛門が西々構大庄屋を命じられている。嘉永六年八月「先規之通」構が八から十三に戻る。それに伴い、土居藤左衛門は田辺構大庄屋に就任する。すると今度は西北構手伝から田邑構の大庄屋となった土居貞太郎が、復活した二宮構の大庄屋を兼務することとなった。嘉永六年時点で貞太郎は二十七歳、久達の子・公久は三十歳だったため、この時点で公久が二宮構大庄屋に就任しなかった理由は、不明である。結局、貞太郎の兼務が解除され、公久が二宮構大庄屋に就任するのは、四年後の安政三（一八五七）年六月であった。

⑦勝北構（十七村か二十村カ）：押入構

勝北郡内にあった押入構からなるとみられる。「印鑑帳」によれば、押入構の村数は二十三村である。そのうち、東南条郡の村である三村（押入村上分・下分、高野山西村）を除くとすれば、勝北構の村数は二十村とみられる（押入構内の勝南郡の村〔日上・国分寺・瓜生原〕

【表】各構と郡の対応表

構	郡	村	村数	備　考
田邑構	西北条郡	下田邑村川西、同村川東、上田邑村北分、同村南分、同村東分、同村見内分、同村午田分	7	
	西々条郡	古川村東分、同村西分、同村之内布原分、寺元村、宗枝村、真加部村、戸島村	7	
二宮構	西々条郡	二宮村、吉原村、下原村、薪森原村、河本村、高山村、原村、院庄村南分、同村北分、神戸村東分、同村西分	11	
山北構	西北条郡	山北村、惣社村、小原村、上河原村、小田中村、同村之内新田分、同村之内広原分	7	
	東南条郡	河崎村、野介代村、同村之内太田分、林田村、同村之内上之町、志戸部村、沼村、勝部村上分、同村下分	9	
香々美構	西北条郡	藤屋村、中村	2	
	西々条郡	和田村、貞永寺村、上森原村、下森原村、馬場村、入村上分、入村下分、塚谷村、瀬戸村、土居村上分、土居村下分、小座村上分、小座村下分	13	
田辺構	西北条郡	東田辺村山方、同村原方、西田辺村、公保田村、沖村、澤田村、市場村	7	ただし田辺構はなぜか東南構と西北構に分かれて編入されている
	西々条郡	円宗寺村、同村下分、竹田村東組、同村西組	4	
一宮構	東南条郡	東一宮村里方上組、同下組、同山方西組、同山方東組、紫保井村、大田村、籾山村	7	「構調書」の籾保村は、明治5年に籾山村と紫保井村が合併して成立
	東北条郡	上横野村上分、同村下分、同村之内奥谷分、下横野村上組、同村下組	5	
	西北条郡	西一宮村、同村之内湯谷分	2	
押入構	東南条郡	押入村下分、同村上分、高野山西村	3	
	勝南郡	日上村、国分寺村、瓜生原村	3	
	勝北郡	河面村、楢村、新野東村下分、同村上西分、同村上東分、勝加茂東村安井分、同村坂上分、同村東原分、上野田村、上町川村	10	上町川村は「構調書」に記載がないが、勝北郡に属する
	吉野郡	馬形村、長谷内村、小房村、小野村、鷺巣村、田井村、梶原村	7	
大篠構	東北条郡	大篠村東分、同村西分、上高倉村、下高倉村西分、同村東分、草加部村	6	
	東南条郡	野村、高野東村、同村北分、同村西分、山西村之内山東分	5	山西村之内山東分は「構調書」に記載がないが、東南条郡に属する
綾部構	東北条郡	綾部村東分、同村西分、吉見村、同村之内八代分、成安村、公郷村上分、同村中分、同村下分、小中原村、中原村、成安村之内下原分、下津川村、百々村、原口村、楢井村、同村之内青山分、行重村西分、同村東分、桑原村	19	
河辺構	勝南郡	河辺村、同村之内井口分、西吉田村、新田村、金井村、同村之内中原分、則平村、福力村、稲穂村、池ヶ原村西分、同村東分、福吉村、黒坂村、下香山村、北坂村、奥大谷村、下大谷村、青木村、殿所村、中山村、勝間田村、東吉田村、黒土村、畑屋村、吉留村、同村之内重藤分、塩気村、小矢田村、湯郷村、明見村、入田村、中尾村、岡村、岩見田村、飯岡村、吉ヶ原村、周佐村、百々村、為本村、里金井村、中原村	41	里金井村、中原村は「構調書」に記載がないが、勝南郡に属する
	英田郡	倉敷村、三海田村、沢村	3	
一方構	久米南条郡	一方村、北村、井口村、大谷村、横山村、八出村、小桁村、金屋村、古城村東分、同村西分、暮田村、中島村、塚角村、定宗村、八神村	15	八神村は「構調書」「知行目録」に記載がないが、久米南条郡に属する
	久米北条郡	錦織村東分、同村西分、戸脇村、宮尾村、領家村、南方中村、中北上村、同下村、宮部下村、同上村	10	
河内構	大庭郡	上河内村中分、同村西谷分、同村東谷上分、同村同下分、同村下分上組、同村同下組、同村当免分、下河内村上分、同村下分、西原村、赤野村、野川村、平松村、古見村原方、同村山方、田原村	16	
目木構	大庭郡	目木村、同村之内上分、三崎河原村、同村之内中原分、台金屋村、中島村、多田村、鍋屋村、大庭村、久世村原方、同村山方、樫村東谷、同村西谷、同村之内鴻殖分、余野上村、同下村	16	
合　計			235	

「大庄屋印鑑帳」、「津山藩大庄屋構調書」、安政2年3月付「知行目録」(『津山松平藩文書』、津山郷土博物館蔵)を基に作成

も除けば、十七村となる)。勝北構成立時の大庄屋は明らかでない。しかし、②西北構において先述した通り、弘化二年十月段階では土居藤七が勝北構大庄屋を勤めていたと思われる(「立石家資料」五一二〇)。翌年、藤七の関係者(息子ヵ)とみられる土居藤左衛門が「大庄屋本役」を命じられている。藤左衛門は、天保九(一八三八)年三月から同十五年十二月まで勝北構大庄屋手伝を務めている。これらの点を踏まえると、藤左衛門が命じられた「大庄屋本役」は、勝北構の大庄屋だったと考えられる。その後、嘉永五(一八五二)年六月に岸本彦左衛門が四十歳で勝北構大庄屋に就任する。「印鑑帳」によると、岸本は押入構大庄屋見習・手伝を歴任している。このことから、勝北構となってからも、大庄屋手伝など勝北構内の何らかの役職についていたと想定される。

⑧東北構(三十村か三十二村):綾部構、大篠構の一部、(一宮構の一部)

東北条郡の村を中心に編成されたとみられる。【表】から推測すると、綾部構全域(十九村)、大篠構内の東北条郡の村(六村)、そしてそこに一宮構の一部が加わったと考えられる。ここで「一宮構の一部」としたのは、一宮構からいくつの村が東北構に編入されたかが判然としないからである。【表】によれば、一宮構は東南条郡(七村)・東北条郡(五村)・西北条郡(二村)の三郡にまたがる構である。普通に考えれば、それぞれ東南構・東北構・西北構に分けられたと思われる。そうなると東北構の村数は三十村となる。しかし、先述の通り、西北構は「元田邑構田辺構香々美構之内三拾ヶ村」からなると説明されており、一宮構は含まれていない(「印鑑帳」中島多右衛門)。そこで、西北条郡と東北条郡が「北条郡」として一括で東北構に編入されたと考えれば、一宮構から加わった村数は七村となる。そうすると東北構の村数は三十二村となる。ちなみに、「印鑑帳」からは綾部構と東北構のつながりを示す根拠は見出せなかった。しかし「国元日記」によると、東北構大庄屋手伝の多胡浦右衛門が綾部構大庄屋となっており、東北構と綾部構の関連性がうかがえる(「一宮の近世地域」)。

ここまでで分かったことをまとめる。天保九年の領地替をきっかけに、構は郡を基準に再編された。それによって、それまで十四(湯本構を除けば十三)あった構の数は八となった。すなわち大庭構、西北構、久米構、勝南構、東南構、西々構、勝北構、東北構の八つである。再編によって、従来の構の枠組がほぼ維持された構もあったが(勝南・勝北構・久米構)、大半は複数の構が合流することとなった。具体的には、複数の構が合体した構(大庭構)、ある構に別の構内の村が編入された構(西北・東南・西々)、別々の構の一部同士が組み合わさった構(東北構)である。その結果、それまで同じ構内にあった村々が複数の構に分かれることとなった。「印鑑帳」などから確実に分かれたとみられるのは田辺構、大篠構、田邑構の三つである。田辺構(十一村)は西北構(八村)と東南構(三村)、大篠構(十一村)は東北構(六村)と東南構(五村)、田邑構(十四村)は西北構(七村ヵ)と西々構(七村ヵ)に分かれた。他にも状況的に、一宮構の村が東北構と東南構、押入構の村が東南構、勝北構、勝南構に分かれたと推測される。構の編入の方法は基本的に郡を基準にしているとみられる。しかし、「構調書」によれば、田辺構は西北条郡と西々条郡の村からなっており、構内の郡と分かれた先の構が必ずしも一致しない事例もみられる。

(以下、次号に続く)

(市史編さん室嘱託員)

津山市史だより　第 14 号

発行：平成 31 年 3 月 31 日

編集：津山市史編さん室　〒708-0022　岡山県津山市山下 92　津山郷土博物館内

TEL：0868-22-5820　FAX：0868-23-9874

E メール：tsu-haku@tvt.ne.jp